

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧
対照表 目次

○	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	8
○	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）（第三条関係）	・ ・ ・ ・ ・	9
○	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第四条関係）	・ ・ ・ ・ ・	17
○	こども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）（第五条関係）	・ ・ ・ ・ ・	20

○ 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第二項第三号の政令で定める者等） 第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第二項第三号の政令で定める</u>者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 <u>法第十三条第一項の規定により法第三条第一項の</u>確認（以下この条及び第五条において単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員であった者 <u>当該確認の取消しの日</u> 二 <u>法第十三条第一項の規定による確認の取消しの</u>処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。） <u>当該確認の辞退の日</u> 三 <u>法第十一条第二項の規定による検査が行われた日</u>から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第	（法第七条第二項第三号の政令で定める者等） 第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）<u>第七条第二項第三号の政令で定める</u>者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 <u>法第十五条第一項の規定により法第七条第一項の</u>確認（以下この条及び第五条において単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員であった者 <u>当該確認の取消しの日</u> 二 <u>法第十五条第一項の規定による確認の取消しの</u>処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。） <u>当該確認の辞退の日</u> 三 <u>法第十三条第二項の規定による検査が行われた日</u>から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第

十三條第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第三條第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。）までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日

四・五 (略)

六 前号に掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であつて、確認又は法第八條の規定による減免費用（同条に規定する減免費用をいう。第四條において同じ。）の支弁に関し不正な行為をした者 当該行為をした日

2

法第三條第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十三條第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者 当該確認の取消しの日

二 (略)

(授業料等減免の額)

第二條 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第四條第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第四條第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等

十五條第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第七條第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。）までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日

四・五 (略)

六 前号に掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であつて、確認又は法第十條の規定による減免費用（同条に規定する減免費用をいう。第四條において同じ。）の支弁に関し不正な行為をした者 当該行為をした日

2

法第七條第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十五條第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者 当該確認の取消しの日

二 (略)

(授業料等減免の額)

第二條 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八條第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第八條第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る

減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）

区分	授業料等減免対象者の年額				入学金の額
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一〇六 （略）

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める額（ロからニまでに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

イ 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額
ロ 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める

減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）

区分	授業料等減免対象者の年額				入学金の額
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

一〇六 （略）

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の前号に定める授業料の年額に三分の二を乗じた額及び同号に定める入学金の額に三分の二を乗じた額

授業料の年額に三分の二を乗じた額及びイに定める
入学金の額に三分の二を乗じた額

ハ 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該
授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに
定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイ
に定める入学金の額に三分の一を乗じた額

二 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当
該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイ
に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び
イに定める入学金の額に四分の一を乗じた額

(削る)

(削る)

2

前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、
授業料等減免対象者（同号に掲げる授業料等減免対象
者に限る。以下この項において同じ。）及びその生計
を維持する者（以下この項において「生計維持者」と
いう。）についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二
号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合
には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合に
は、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減
免対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五
年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該授
業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に

定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及び同号
に定める入学金の額に三分の一を乗じた額

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該
授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号

に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同
号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

2

前項に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料
等減免対象者及びその生計を維持する者（以下この項
において「生計維持者」という。）についてそれぞれ
第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額
（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百
円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額と
する。）（当該授業料等減免対象者又はその生計維持
者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第
二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三
条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税

掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。」を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難しい場合として文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一・二 （略）

3 大学の学部、短期大学の学科（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。）又は専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

（授業料減免の期間等）

の所得割を課することができない者である場合には、零とする。」を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難しい場合として文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一・二 （略）

3 大学の学部、短期大学の学科（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。）又は専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

（授業料減免の期間等）

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 過去に授業料減免を受けたことがある者のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条第九項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数（以下この号において「過去減免期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去減免期間月数を控除した月数）

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等（次号において単に「学校等」という。）の正規の修業年限を満了するため必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 過去に授業料減免を受けたことがある者のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条第九項、第二百二十二条又は第三百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数（以下この号において「過去減免期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去減免期間月数を控除した月数）

(国の負担)

第四条 国は、法第九条の規定により、毎年度、法第八条(第五号に係る部分に限る。)の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(法第十四条ただし書の政令で定める場合)

第五条 法第十四条ただし書の政令で定める場合は、法第十三条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合(当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。)とする。

(国の負担)

第四条 国は、法第十一条の規定により、毎年度、法第十条(第五号に係る部分に限る。)の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(法第十六条ただし書の政令で定める場合)

第五条 法第十六条ただし書の政令で定める場合は、法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合(当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。)とする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一 五十 （略） 五十一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第八条第一号の規定による給付金</u> 五十二 二百三 （略）	（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。 一 五十 （略） 五十一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）<u>第十条第一号の規定による給付金</u> 五十二 二百三 （略）

改正後	改正前
（貸付金額の限度） 第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下「<u>母子福祉資金貸付金</u>」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略） 三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「<u>母子修学資金</u>」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることがでなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額 イ （略） ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては	（貸付金額の限度） 第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下「<u>母子福祉資金貸付金</u>」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略） 三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「<u>母子修学資金</u>」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることがでなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に同法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額 イ （略） ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては

、十四万六千円）。ただし、当該児童が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。第十一号口ただし書において「大学等修学支援法」という。）第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。第三十一条の五第三号口ただし書及び第三十六条第三号口ただし書において同じ。）との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ（略）

四ノ十（略）

十一 第三条第十号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ（略）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第四条第一項の規

、十四万六千円）。ただし、当該児童が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。）第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」という。）を受けることができるときは、その額から当該児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額（以下「大学等修学支援月額」という。）に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ（略）

四ノ十（略）

十一 第三条第十号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ（略）

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規

定による入学金の減免（以下「<u>入学金減免</u>」という。）を受けることができるときは、<u>当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額</u> ハ（略） 十二（略）	定による入学金の減免を受けることができるときは、<u>その額から当該減免の額に相当する額を控除した額</u> ハ（略） 十二（略）
（貸付方法及び利率） 第八条（略）	（貸付方法及び利率） 第八条（略）
2・3（略） 4 母子修学資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「<u>学資支給等</u>」という。）を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（母子修学資金にあつては当該学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分のもの、母子就学支度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた学資支給等の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該学資支給等を受けた日から六月以内に償還しなければならない。 5・6（略）	2・3（略） 4 母子修学資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（母子修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、母子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。 5・6（略）
（貸付金額の限度） 第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」	（貸付金額の限度） 第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」

という。の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金（以下「父子修学資金」という。）イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことに
より児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金 就学期間中月額十萬八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十四萬六千円）。ただし、当該児童が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ (略)

四ノ十 (略)

十一 第三十一条第十号に規定する資金（以下「父子

という。の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金（以下「父子修学資金」という。）イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことに
より児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る父子修学資金 就学期間中月額十萬八千五百円（自宅外通学の児童にあつては、十四萬六千円）。ただし、当該児童が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該児童が受ける大学等修学支援月額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ (略)

四ノ十 (略)

十一 第三十一条第十号に規定する資金（以下「父子

就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる
父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハ
までに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専
門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学す
る児童に係る父子就学支度資金 四十二万円（私
立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ
入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし
、当該児童が入学金減免を受けることができる
きは、当該額から当該入学金減免の額に相当する
額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

2・3 (略)

4 父子修学資金又は父子就学支度資金の貸付けを受け
た者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けに
より修学をし、若しくは入学するものが学資支給等を
受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金
（父子修学資金にあつては当該学資支給金の支給又は
当該授業料減免の対象となる月分のもの、父子就学支
度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に
係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち
、その者が受けた学資支給等の額に相当する額（当該

就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる
父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハ
までに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専
門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学す
る児童に係る父子就学支度資金 四十二万円（私
立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ
入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし
、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規
定による入学金の減免を受けることができるとき
は、その額から当該減免の額に相当する額を控除
した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

2・3 (略)

4 父子修学資金又は父子就学支度資金の貸付けを受け
た者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けに
より修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支
援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸
付金（父子修学資金にあつては当該大学等修学支援の
対象となる月分のもの、父子就学支度資金にあつては
当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限
る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受
けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に

額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額について、第一項の規定にかかわらず、当該学資支給等を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5・6 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金（以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金（以下「寡婦修学資金」という。）イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5・6 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金（以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金（以下「寡婦修学資金」という。）イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者（専修学校にあつては、専門課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。）に係る寡婦修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該寡婦の被扶養者が受ける大学等修学支援月額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ (略)

四ノ十 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 寡婦就学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが学資支給等を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦就学資金にあつては当該学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分のもの、寡婦就学支

ハ・ニ (略)

四ノ十 (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

十二 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 寡婦就学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦就学資金にあつては当該大学等修学支援の

5 ・6 (略) 度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち、その者が受けた学資支給等の額に相当する額(当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該学資支給等を受けた日から六月以内に償還しなければならない。	5 ・6 (略) 当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額(当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。
--	--

改正後	改正前
（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額） 第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。） 〔第四条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 一 （略） 二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第	（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額） 第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。） 〔第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。 一 （略） 二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第

二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号ロからニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に同号ロからニまでに定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 (略)

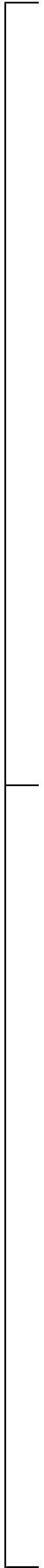
二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号ロからニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に同号ロからニまでに定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 (略)

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））



○ こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（長官官房の所掌事務） 第二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二十一 三十四 （略） （総務課の所掌事務） 第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五 （略） 二十六 独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二十七 （略）	（長官官房の所掌事務） 第二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二十一 三十四 （略） （総務課の所掌事務） 第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十五 （略） 二十六 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二十七 （略）